

自転車を 安全に利用しましよう。

ルール
マナーを
守ろう!



自転車安全利用五則を守りましょう。//

1 自転車は、車道が原則、 歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

★例外として歩道を通行できるのは

- ①「歩道通行可」の標識（右図）があるとき
- ②次の人が運転するとき
 - ・13歳未満の子ども
 - ・70歳以上の高齢者
 - ・身体の不自由な方
- ③車道または交通の状況から歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき



▲自転車及び
歩行者専用

2 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

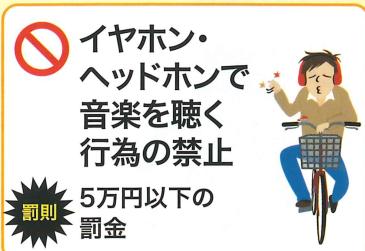


3 歩道は歩行者優先で、 車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



4 交通ルールを守る



5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

